

【佐藤浩雄議員】

それでは、財政システム改革、昨年知事は普通会計決算審査特別委員会で県財政システムをお小遣い帳と表現されましたので、知事のお言葉をおかりすれば、お小遣い帳改革による新潟県財政の健全化と平成 17 年度県予算についてお伺いいたします。

泉田知事は、定例記者会見で「予算編成してみて感じたことを一言言わせてもらいたい。私が現職にとどまる間は 100%赤字再建団体に転落することはないということを確認した」と述べており、マスコミも財政安心宣言として大きく報道いたしました。私もこの報道を聞いて財政を心配している一人として率直に、ああよかったなと安心しました。したがって、知事の安心宣言の根拠を示していただきたいのであります。

記者会見要旨には、「財政危機ということについて任期中はないということ再三強調しているが、県の財政見通しについて何う」との質問に、「こういうふうに運営していけば大丈夫だということで長期的にも安心を持っていけるような数字を出していきたい」と答えており、具体的な説明はありません。

また、「全体で 2 兆 5,000 億円の県債は県民 1 人当たり 100 万円の換算に当たり、県民は不安があると思うが、知事の考えはどうか」との質問に、「県民 1 人当たり 100 万円という数字にどういう意味があるかわからないが、GDP に対する OECD 諸国平均は 0.8 であり、新潟県に当てはめると 9 兆円掛ける 0.8 で 7 兆 2,000 億円というのが平均的な姿になる。また、サラリーマン世帯を念頭に置いて収入に対して借金がどこまでできるかという話をすると、年収の 5 倍言われている。年収 700 万円のサラリーマンは 3,500 万円までの住宅にしておきなさいというのがファイナンシャルプランナーのアドバイスということになる。新潟県は 1 兆 2,000 億円の収入があるので、5 倍すると 6 兆円という数字が出てくる。県民 1 人当たり 100 万円ということで不安をあおってもしようがないと思っている」。

また、「財政再建団体にならないという根拠を詳しく教えてほしい」との質問に対しては、「起債制限比率でいうと、新潟県は真ん中ぐらいた。新潟県が赤字団体になるときは、それより先に赤字再建団体になる県が 20 あるわけで、新潟県が 1 番に赤字再建団体になるという議論がどうして出てくるのか、私には不思議でならない」と答えております。

しかし、この知事の答弁では、なぜ新潟県財政は危機でないのか、少なくとも昨年 9 月に発表した財政健全化計画骨子案の今後何も対策を講じない場合、収支不足は平均 650 億円発生し、平成 19 年度には 559 億円の実質収支不足が発生し、財政再建団体へ転落するとのシミュレーションに対して何ら答えておらず、全く説得力のないものです。

代表質問に対する答弁も、「平成 16 年度も黒字を確保できる見通し、起債制限比率も全国平均の 12.5% を下回る 11.1% になっている。歳出面では維持管理費・事務費・第三セクターへの支援費などを削減し、今後もさらに廃止・縮減できる部分がある。各種税源の涵養策や県債発行の努力により、黒字基調を維持し、財政再建団体に転落させない財政運営をしていく」となっておりまして、歳出削減と起債によって実質赤字を出さないと言っているだけで、起債をすれば公債費もふえる今日の財政危機の本質的問題をどのように解消していくのかについて何ら答えておりません。

また、県財政を家計や OECD 諸国の GDP 比にアナロジーしており、家計の収入を県税と地方交付税としますと、約 5,300 億円ですから、知事の 5 倍という計算によれば県債残高 2 兆 6,000 億円ということになり、現在の県債残高とほぼ同じ金額となり、知事の発言とは逆に現在の県財政が危機であるということになります。まして家計の借金を一生に一度の家を建設したら、一貫して減り続ける住宅ローンのことを言うておりまして、行政サービスのために毎年発生し、この 10 年間で 3 倍に増加した県債と本質的に違うものであり、全く意味がありません。また、OECD 諸国の国家財政は課税徴収権と通貨供給権を完全に持っている国家財政であり、課税徴収権や通貨供給権を持っていない地方財政の新潟県財政を同じく見て比較すること自身が誤りではないでしょうか。

もし知事の理論が正しいとすれば、平成 17 年度当初予算でも県税が 2,411 億円を上回る 2,485 億円の公債費を支払っており、もちろん返済ピークは時差があり、一致はしませんけれども、6 兆円を超える県債残高への公債費は単純に考えても 2,500 億円の約 2.4 倍、6,000 億円くらいになると予測され、税収をはるかに上回る約 2.5 倍になります。完全な発散の状態になると予測されます。この財政の状態では幾ら好景気で税収が伸びても、また県債を発行し、借換債を発行しようとも、税収をはるかに上回る公債費の発生で、財政は完全に破綻することとなるのではないのでしょうか。

泉田知事は、「私の任期中は赤字再建団体にしない」と何度も答弁しており、決意表明自体はよくわかりますし、絶対にしてはならないという決意は私も同じです。しかし、危機的な県財政の状況なのになぜ危機でないのか。少なくとも昨年 9 月発表の財政健全化計画骨子案のときよりも災害で悪化していると

考えられる県財政がなぜ危機でないのか、数字をもって説明していただきたいのであります。

知事の発言は大きな影響力を持っています。県財政の健全化のために、理解と協力を求めなければならない県民が誤った判断をしたり、迷ったりすることは知事の説明責任を果たしていないということになります。もし実質収支赤字が発生すると判断されれば、財政当局は県債管理基金の満期一括償還に係る積立金の取り崩しなどという非常手段を行い、回避することはわかりますが、そうした非常手段をとらないで赤字再建団体に転落することはないとする根拠、特に数字的な根拠を伺うとともに、発言の真意を改めて伺いいたします。

また、平成 17 年度予算は、県税収入の増を奇貨として編成されておりますが、各税収増の根拠と税収目標を御答弁いただきたい。

また、昨年長期金利が上昇し、財政危機との関係で国会議論もあり、大変心配されました。平成 17 年度予算編成に当たってどのようにお考えか、知事のお考えを明らかにしていただきたいのでございます。

次に、OECD 諸国の債務残高対 GDP 比で 0.8 であるという表現ですので、その OECD 諸国の戦略的な改革への評価、あるいは日本の財政改革に対するお考えをお伺いします。

1980 年代後半、OECD 諸国は景気の後退に対する裁量的な財政政策を採用するも景気回復はなく、その結果、膨大な財政赤字が発生し、財政赤字の解消が最大の政治的・経済的課題となっております。その中で、裁量的財政政策の有効性、とりわけケインズ的な総需要管理政策の有効性、乗数効果に対する疑問が出され、各国の実証研究の結果、財政政策の効果は政策の内容、すなわち減税か歳出増か、また家計や企業の行動様式、利子率や為替レートの反応、為替の固定制か変動制かなどなどの要因によって決まり、景気回復よりも経済の不安定化を招くなどの副作用のリスクがあることが明確になりました。

そのような不確実性に加え、政策の時間的非整合性と呼ばれる認知、実施に関するタイムラグ、共有資源問題と呼ばれる政治家の税負担の痛み不足や自己利益の追求による政府の意志決定の非合理性、民主主義に内在する赤字バイアス問題などがあり、裁量的財政政策の適切な実施は神でもない限り恐ろしく難しいというのが実証的な数多くの実証研究が出ております。ケインズ理論に対するハーベイ・ロードの仮説なども裁量的財政政策の景気効果に対する難しさを教えているものだと思います。

こうした実証研究の結果から、むしろ政策決定者の自由をルールによって拘束することが、国民や財政金融政策に関係する関係者にわかりやすく、政策的意図が市場にはっきりと届くことから、財政政策の信頼性を高め、財政政策の効果をより確実に高めることが明らかになっております。財政赤字が膨大となったときに、歳出を削減して中長期的な財政健全化の展望と重税への不安の解消による消費の拡大・景気回復、すなわち財政政策の信頼性・財政の維持可能性の確立による非ケインズ効果と呼ばれる景気回復を実現いたしました。

予算の本質が希少資源の配分をめぐる政治的な意思決定であると考え、財政赤字を抑制するためには、特に政治的意思決定プロセスを見直すことが極めて重要であります。その意思決定に一定の規律を与えるためには、財政ルールや目標が必要となります。財政ルール・目標の重視とそれを踏まえた予算、特に歳出のコントロールを上げることができると思います。このような予算編成プロセスと予算マネジメント改革の戦略的改革に成功し、財政健全化に成功した OECD 諸国の経験に日本は学ぶべきだと思います。

また、1990 年代における財政政策の立案・実施・結果について、日本と OECD 諸国の差は際立っております。OECD 諸国は財政ルール・目標の導入を初めとする予算マネジメント改革を行い、2000 年代に入っても引き続き黒字を維持しているスウェーデンやオーストラリアなどの国と、赤字になったドイツやフランスなどの国がありますが、2003 年の OECD 諸国の一般政府債務残高は、GDP 比では平均で 78% で、2000 年にフランスのマイナス 1.4 を除いて財政収支はすべての国家が黒字に転嫁しているのです。

それに対し、2003 年で日本の国・地方の債務残高は 685 兆円、GDP 比では 151%、財政収支はマイナス 7.7% に達しており、OECD 諸国と日本の財政赤字、債務残高は際立った違いを示しております。この原因は、日本は平成 9 年に成立した財政構造改革法を凍結し、財政政策に財政ルール、目標を導入しなかったために、予算編成方針が後年度へのマクロ経済への影響を予測・検証し、マクロ分析に基づく予算をコントロールするフレームワークが欠けていたからだと言われています。

今後の急速な高齢化社会を克服するためには、財政システム改革と予算マネジメント改革を通じて財政ルール・目標を導入し、国・地方政府の規律の回復を急がなければならないのであり、予算が政治的意思決定によるものであることから、明確な政治責任が検証され、受託責任が明確となる意思決定システムの改革と、その意思決定が達成されたのか、事前の予算編成方針段階と決算段階において数値による検証可能な、受託責任と説明責任と透明性が確立された財政システムでなければならないと思います。当然中期財政フレームの導入で、中期財政経済の透明性を確保する十分なシステムでなければならない

と思います。

ところが、泉田知事は2月16日の記者会見で、「OECDの債務残高は対GDP比で0.8であり、新潟県にはじき直すと7兆2,000億円というのが平均的な国際的な姿となる。県民1人100万円になるといって不安をあおってもしょうがない。世代間の負担の均衡を考えるなら、公債のあるべき水準を考えていくべきだ。起債制限比率も新潟県よりも先に赤字団体になるのが20もあるわけで、悲観的に考える必要はない。したがって、財政危機ではない」と発言しておりますが、この発言は前段で確認したOECD諸国がマーストリヒト条約を締結をし、財政収支赤字GDP比3%、債務残高60%のマクロルールを決めて財政赤字の解消のために歳出削減や増税、年金削減などの大変な努力をし、特にオーストラリア、ニュージーランドなどは債務残高を0.17とか0.35のレベルまで健全化をしており、ほとんどの国が2000年に財政収支黒字を実現した、財政を健全化したという歴史的事実があるのに、その過程抜きで泉田知事は県財政の危機を否定するために使っております。

また、前段で検証したように、我が県の財政赤字が2兆5,000億円、1人当たり100万円でも危険なレベルに達している事実を目を覆うために使っており、こうした使い方はOECDやEUの歳出削減や年金削減や増税などの血のにじむような財政健全化の先進的努力を否定する誤解を招くおそれがあるのではないのでしょうか。

また、全県民・全庁挙げて財政健全化に取り組まなければならない痛みを伴う努力への理解と協力を求めるときに、危険だと言っていたのに、すぐ大丈夫だというのはどっちなのだと迷ったり、誤解を与えるおそれがあるのではないのでしょうか。大きな影響を持つ知事発言ですので、知事の発言は歴史的事実や数字で裏打ちされたしっかりしたものとしていただきたいのであります。

数字が誤っているばかりでなく、使い方にも疑問がありますので、もし泉田知事がOECDやEU諸国の財政システム改革に本当に疑問があるのであれば、どこが誤りで、したがって日本の国・地方の財政政策はどうあるべきかを明らかにすべきです。発言の根拠になっているOECD諸国の戦略的財政改革への知事の評価と日本のあるべき国・地方の財政政策について知事のお考えをお聞かせ願います。

次に、平山知事就任中の12年間の日本の国・地方の裁量的財政政策と県の財政政策を泉田知事はどのように評価されているか、教訓化しておられるか、お伺いします。

OECD諸国は、財政政策の実証的研究でも検証されているように、裁量的財政政策は受託者でもあり、政策決定者でもある政府の閣僚や自治体の長や部局長と委託者でもあり受益者でもある国民や、国債や地方債の購入者や、企業や家計との複雑なゲームが展開される上、為替政策や金融政策、時間的非合理性や赤字バイアス問題や共有資源問題により、税の負担の回避と歳出増大、欲望の増大により、財政政策は多くはプロ・サイクリカルに作用し、ますます経済を不安定化させ、景気を悪くしたと考えられています。

その典型に、財政政策にストップ・アンド・ゴー政策がありますが、ストップ・アンド・ゴー政策の繰り返しの中で、有効な効果を生まず、逆に景気に悪い影響を与えたり、財政赤字を膨張させてきております。

そこで、我が国の裁量的財政政策を分析してみるために、1980年代と1990年代の対前年度当初予算比と対前年度決算比の比較分析では、当初予算比ではプラスなのに、決算比ではマイナスとなっている年度が12年間あります。財政政策のストップ・アンド・ゴー政策が繰り返されており、典型的な裁量的財政政策が行われています。この政策の影響を膨大な移転財源や地方財政計画を通じて地方財政にも影響が出ており、我が県の平山知事就任以来の予算、決算の対前年度比の伸び率をマクロ的に比較をすると、決算と比較をすると逆転している年度が4回、当初予算の政策意図が決算の伸び率に反映されていないと思われる年度が4回、計8回あり、我が県も完全なストップ・アンド・ゴー政策の裁量的財政政策をとってきたのではないのでしょうか。

我が県も国家の財政政策に最も忠実な予算編成をしてきただけに、毎年膨大な財政収支赤字を発生させた結果、主要3基金は完全に払底をし、県債残高は2兆5,000億円となったのではないのでしょうか。こうした平山知事就任中の12年間の国・県の財政政策について、マクロ的な視点から泉田知事はどのように総括をし、教訓化されているのかお伺いします。

次に、モラルハザードに陥っている国家財政の健全化を求めて、国家財政構造改革法にかわる財政健全化法の制定を直ちに求めるべきではないのか、知事のお考えをお伺いします。

EU各国は、マーストリヒト条約及びそれを補完する安定・成長協定を結び、予算法や国家財政再建法、グラム・ラドマン法、予算執行法、予算調整法、自由国債法、財政責任法、財政法、財政安定化規律、予算公正憲章法などを策定をし、財政赤字削減ばかりでなく、財政システム改革や予算マネジメント改革を実行し、財政ルール・目標を導入して財政健全化に取り組み、成功してきています。

我が国では、平成9年11月に、財政構造改革の推進に関する特別措置法が成立をし、財政赤字対GDP

比3%以下及び特例公債脱却は2003年とする、集中改革期における主要な経費、社会保障費や公共投資などですが、量的な削減を具体的に明記した法案が成立したのであります。

しかし、財政構造改革の推進に関する特別措置法成立直後から金融システム不安が発生し、アジア経済の後退などもあり、経済情勢は一段と厳しさを迎えたために、財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法が平成10年5月に成立し、財政構造改革法は凍結されてしまいました。

その後、財政法も地方財政法も地方交付税法も無視して、景気刺激策として国債を原資に総需要政策と減税政策を乱発しました。その結果、先進国中、最も健全であった日本の財政は急速に悪化し、主要先進国中、最悪の財政危機に陥ったものであります。

このように、国は憲法の財政民主主義の原則を侵してきたばかりでなく、地方自治法や財政法第4条や地方財政法、地方交付税法の違反を続けてきたのであります。国家財政の規律を保つ法律や公会計の破綻基準のない現状は、国家をモラルハザードにさせ、問題先送りの官僚政治が隠れ借金をつくり、膨大な国債残高をつくり、毎年膨大な新発債を発行し、国家財政を危機に追い込んできたことが、平成17年度の国・地方の予算を見れば一目瞭然であります。国家財政を規律化する財政構造改革法が成立直後に凍結されたことは、日本の財政にとって大変不幸なことでした。その教訓を今こそ生かさなければなりません。

現在の地方財政の危機は、モラルハザードに陥った国家の財政政策によって起こったものですから、まず国家に対する財政規律の確立、財政構造改革法にかわるべき財政規律化法案を直ちに成立させるべきであると思いますので、国に対し、財政規律化法の制定を求めるか、さもなければモラルハザードに陥っている国に税という信託財産を受託する能力が喪失しているのですから、国民の信託財産を受託する資格がないのですから、全財源を地方に移譲し、逆交付制度で国家が必要な財源を地方から与えるシステムにすべきです。そのような決意で国に迫らなければ、現在の地方財政の破綻は避けられないと思います。国に対して、財政規律化法または財政システム改革法の制定を全国の知事と連帯して迫るべきと思いますが、知事のお考えをお聞かせ願います。

我が県も財政システム改革条例を制定し、財政健全化に取り組むべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

昨年の普通会計決算審査特別委員会で、泉田知事は県の財政システムをお小遣い帳と表現されました。知事の適切な答弁を聞いて感動いたしました。そのとおりです。子供のお小遣い帳では、2兆5,000億円にも上るような県債残高のコントロールは不可能です。したがって、知事は今日の国・地方の財政危機を招いた原因についてしっかりと認識されているのだと思います。官僚や県庁テクノクラートの無規律さ、裁量的財政政策の実行と予算編成のルールなき暴走が、国・地方財政の破綻という危機をつくり出したのです。

そうした反省に立ち、我が県も国と同じ内容の財政システム改革条例を制定し、財政ルールや目標、受託責任や説明責任、そして透明性が確保される知事の表現を使えば、お小遣い帳改革、すなわち財政システム改革と予算編成プロセス改革や予算マネジメント改革により財政健全化に取り組むべきと考えますけれども、知事のお考えをお聞きいたします。

公会計財務諸表の導入による公会計改革の徹底とストックによる財政指標の確立、予算編成に当たったの長と部長の契約の公表などが必要だと思っておりますが、知事のお考えをお伺いします。

今日の財政の最大の問題は、泉田知事が記者会見でも議場でも財政安全宣言をしても、直ちに足元の県庁内部からでさえ疑問の声が上がるほど正確な財政情報が不足していることです。そもそも公会計や財政は、企業会計のように利益を求めているわけではなく、予算編成を通じてガバナンスレベルの資源配分が正当であるかないかが公会計によって証明されなければならないのであります。その原則は、多数者の利益が守られ、多数決で正当化されているか。少数者は保護され、人権と利益は守られているか。意思決定に参加できない、いまだ生まれていない将来の県民や国民の人権と利益が守られているかが公会計情報によって証明されなければなりません。

公会計情報の外部利用者の国民や県民も、内部利用者の部長や職員、決定に参加する議員も、検証できる財政システムが確立されていないところに今日の財政危機の本質的な問題があります。まして、今議論している県財政の安全宣言を検証する数字上の公会計情報がないために、知事就任中のわずか4年間のことすら検証できない公会計システム。知事が子供のお小遣い帳と表現している現在の財政システムでは、全く不十分としか言いようがありません。

まして知事が提案している不動産の証券化や地元調達を進める上でも公会計改革は絶対必要なのではないでしょうか。

予算は資源配分を決める、まさにガバナンスレベルの政治的意思決定ですので、予算編成の公会計情報が公表され、国民や県民の審判を仰ぎ、受託責任の確立とパブリックアカウンタビリティが確立さ

れなければなりません。当然、現在の起債制限比率や経常収支比率、公債費負担比率などのフローの財政指標は、正確な財政状況を表現しておりませんので、ストックの財政指標に切りかえなければなりません。そうすれば、決算の不承認も内閣や長の不信任となります。また、知事と副知事や部長等の予算編成に当たっての契約も公表すべきであります。したがって、公会計財務諸表の導入による公会計改革の徹底とストックによる財政指標の確立、予算編成に当たっての長と部長との契約などの公表が今後絶対必要と思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

【泉田裕彦知事】

佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、前定例会での質問と随分趣の違う質問を受けて、大変驚いております。フロー会計の指標、いろいろ聞かれた覚えはありますが、今回はフロー指標ではなく、別なことをやれということで、ようやく佐藤議員も地方財政の改革に目を向けていただけたということで大変喜んでおります。

それから、誤解があるようでございますので、1つ申し上げておきます。

安全宣言は出したことはございません。「安全宣言」とプレスが書いたことがありますけれども、私はそのようなことを申し上げたことはございません。先ほども申し上げていますが、概して県財政は楽観視できる状況ではなく、緊張感を持って財政運営に当たりたいと考えております。これは議会だけではなく、記者会見上でも言っております。なぜか書いてもらえませんでしたけれども、実態としては起債制限比率と現在のフロー比率というのを無視をして県財政を運営すれば危ないということなので、これは当然見ていく必要があるということだと思っております。

それから、今のお話の中で、「完全な課税徴収権や通貨供給権を持つOECD諸国」という表現をされていましたが、残念ながらEU諸国は完全な通貨供給権持っていません。中央銀行はヨーロッパということで一つになっておりますので、そこも誤解があるかと思えます。

さて、以上の前提のもとで、まず初めに今後の財政運営についての見解等でございますが、高橋議員などにもお答えをいたしましたとおり、歳入面においては県庁調達、産業振興、企業誘致戦略の推進や定住・交流人口の拡大の展開などにより、本県の経済力を拡大させ、歳入確保につなげるための各般の方策を講じてまいります。

また、歳出面においては、維持管理費・事務費・第三セクターへの支援経費などの間接経費や、これまで実施してきた各種の事務事業などについて、今後さらに廃止・縮減等を実施できる部分があると認識したところであり、引き続き歳出の効率化を進めてまいります。

いずれにせよ、歳入歳出両面にわたる不断の努力により、決して財政再建団体に転落をさせない財政運営を行っていく所存であり、平成17年度において作成する財政運営計画の中では、その詳細な根拠も含め、今後の運営の方向性をお示しをしたいというふうに考えております。

次に、長期金利の上昇と財政への影響でございますが、国債の大量発行と国への信頼低下に伴い、景気とかかわりなく、国債価格の値崩れとして長期金利の上昇が起こる場合には、景気回復に伴う税収増加が見込めないため、財政運営に支障を来すと考えております。

なお、自国通貨安が同時に生じる場合、これはインフレを惹起いたしますので、実質金利としては名目値よりも低下をするということになり、財政的にはファイナンスしやすくなる可能性もあります。

次に、OECD諸国の財政改革の評価等についてであります。OECD諸国の取り組みの中では、予算の単年度主義を克服して中長期的な財政計画、換言すれば複数年度の国家予算を作成し、これで各県庁を拘束しているものがあります。この点、中期的見通しを示すにとどまっている我が国の構造改革と経済財政の中期展望とを比べ、実効性が高いものと考えております。

一方、地方についてですが、そもそも議員御指摘の地方の財政政策というものの意味が判然といたしません。地方が国家財政と同様な総需要管理政策のような政策を行うことは適当でないと考えております。むしろ、現行の地方の税財政制度が国の制約のもとにあることから、この現状を打破することが先決であると考えております。

次に、平山前知事就任中の国・地方の財政政策についてであります。1990年代の我が国の財政運営を景気が悪くなると公共投資の発動と減税、若干持ち直すと財政の引き締めを繰り返す、いわゆるストップ・アンド・ゴー政策であった。これが失われた10年を招来した原因の一つであったと認識をいたしております。

県財政において、中央の政策に追従したことの評価は、当時中央政府が地方に約束をした県債の償還財源を確実に確保するならば、一方で社会資本の整備という側面もある以上、必ずしも悪い選択でなかったことになると認識をいたしております。

いずれにせよ、歴史的な評価は三位一体改革の進め方等、今後の中央政府の動向に左右されるものと考えております。

次に、財政規律化法等の制定要望についてであります。そもそも国家財政のあり方については、基本的には国会において議論されるべきものです。しかし、国家財政の規律性回復のためにも、抜本的な構造改革、特に三位一体の改革の推進が不可欠であり、そのためにも各県知事とスクラムを組んで政府に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

ただ、1点、今のお話の中でありました徴税システム、県税事務所と、それから税務署、これが並立をしているというのは徴税システムとしては、私、非効率だと考えています。議員御指摘のとおり、これを一体化して、国で必要な部分の経費を地方が負担をすると、地方が徴税をして、国に対して必要な経費を払っていく。国がこれだけ欲しいと言ってくれば、地方が査定をするという制度は地方自治の本旨にかなうものであるというふうに考えております。

次に、県の財政システム改革条例等についてであります。そもそも現行の地方税財政制度は、地方税、地方交付税、国庫補助負担金、地方債等のいずれをとっても国の法令・要綱等の制約のもとにあります。県において議員御指摘のような条例を制定するのは意味がないと考えております。こうした現状を速やかに打破をして、完全な財政自主権を確立することが先決であります。

次に、公会計財務諸表等の導入についてであります。現在の地方財政の仕組みは現金主義を前提につくられております。真に費用対効果に見合った投資等の評価ができないというふうに考えております。

したがって、企業会計的な視点に立った公会計改革を進めることが必要と認識をしておりますし、今後種々の検討を進めたいと考えております。

また、予算編成に当たって、私と部局長などとの間で契約は結んでおりません。

【佐藤衛総務部長】

お答えします。

税収増の根拠とその目標ということでございますが、平成 17 年度に平成 16 年度当初予算比で増収を見込んだ主な内訳でございますが、第 1 点は法人二税が平成 16 年度に引き続き企業収益が堅調に推移することにより、89 億円増を見込んだこと。

第 2 点目は、軽油引取税が不正軽油の流通減少や震災の復興需要増等により 28 億円の増が見込まれること。

第 3 点目は、自動車税がグリーン化税制の対象車両変動等により 11 億円の増収が見込まれること。

第 4 点目は、核燃料税が原子炉の稼働基数の増により 11 億円の増が見込まれることなどです。

また、地方消費税と不動産取得税が合わせて 25 億円増収となっておりますが、そのほぼ全額が震災の影響で平成 16 年度納期から平成 17 年度へ税収が繰り越されるという特殊事情によるものでありまして、これらを合計いたしまして、前年度当初対比 6.6%増の 150 億円の増収を見込んだところでございます。

なお、税収目標につきましては、当然のことではありますけれども、予算計上額の総額の確保ということに尽きます。

以上でございます。

【佐藤浩雄議員】

安全・安心宣言は出した覚えがないというのですから、しかし多くのマスコミや、私自身もそうすけれども、内容的なことを見れば、事実上の安心宣言というふうに受けとめられると思うのです。

いや、そうではなくて、この議場に來てからも、知事の答弁をずっと聞いているのですが、次第次第に慎重な言い回しになっていることがよくわかります。緊張感を持ってとか、今も言いましたけれども、決して赤字再建団体にはならない、もちろんですけれども、そういう意味で私の認識と一致しつつあるなということで安心しました。

しかし、問題は知事の記者会見で述べているように、現状の財政状況は、それこそ緊張感を持ってやらなければならないほど、私はやっぱり危機的な事態になっているというふうに受けとめています。それは、まさに去年の水害と地震発生で主要基金も取り崩し、さらに年度末の不用残や、あるいは地域再生債を発行したり、いろんなことで基金を積み上げて対応したように、非常にリスクは多くなっている。それから、行政コスト計算書は平成14年度で498億円の赤字になっている。プライマリーバランスも700億円ぐらいずっと継続して赤字になっている。

もし本当に危機でないというなら、赤字県債を平成16年に引き続き200億円も発行する必要はないわけです。現実的に大変な危機的な事態だから、財政健全化債を発行しているという事実を見れば、はっきりわかると思うのです。そういう面をやっぱりしっかりと県民の皆さんに認識をしてもらいながら、これから財政再建をしていかなければならないのだろうというふうに思うのです。

特にそういう意味からすると、現状の来年度1年かけて財政運営計画を策定していきたいというふうな答弁、今もいただきましたが、少なくとも今、記者会見や、ここでああいうふうに言っているわけですから、当然裏打ちされた数字を検討されて答弁されていると思うのです。財政運営計画はこれから策定するのではなくて、やっぱり今、数字的な、少なくとも大丈夫だというものを出していただけないでしょうか。そうでないと、知事の発言というのはどうも中身がない発言になってしまうわけです。

私は、まずそういうことを先に数字的に、去年の9月の財政健全化計画骨子案とは違う、これで大丈夫になったのだということを確認に出す数字をきちんとして説明していただきたいのですよ、今。そうすれば、県民もなるほどなど。現実的に、ことしの予算を見ても、公債費が2,480億円を上回っているわけでしょう。ところが、税収は2,200億円程度でしょう。そうすると、税収よりも上回ってきているわけではないですか。その点どうなのか、もう一度お伺いします。

それと、知事も受託責任のことを言われているように、1度投資した公共財は橋であれば60年ものだから、一挙に返す必要ないと、要するに財政のゴールドルールのことを強調されています。

しかし、私はやっぱり本来60年後と、もし仮にすれば、生まれていない子供に税金を負担させることを決めることになります。そういう面からすれば、憲法第11条や第84条の基本的な人権などにかかわる問題で、あるいはアメリカの独立宣言でも参加なきところに課税なしという原則があります。そういう意味からすれば、資源配分を決める、そういう基本的なところにかかわる問題だと思いますので、世代間負担と受託責任の問題をやっぱりしっかりと答えたいと思います。そういう点がほとんど抜けているのではないかと思いますので、お願いします。

それから、もう一回ですが、先ほど小林林一議員の質問でもありましたが、交付税特別会計はサラ金地獄と同じ状態になっておって、交付税特別会計で借り入れたのをことし返済できないで、また借り入れている状況です。そういう意味からすると、交付税も収入として外した場合、県税収入の5倍という、1兆2,000億円程度しかありません。知事は、2兆5,000億円でもそんなに恐れることはないという言い方ですが、現実的にはもし税収の5倍ということになると1兆2,000億円程度ですよ。そういう面からすると、やっぱり現状の県債残高の状態は危機的と言わざるを得ないと思うのです。そういう点を考えて、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

【泉田裕彦知事】

まず、今の佐藤議員の御質問の中に、事実と反する部分がございますので、申し上げます。

財政健全化債、赤字県債ではございません。これは公共投資、それから施設を整備するときの頭金に該当するものであって、赤字県債ではないということでございます。

それから、もう一度申し上げますけれども、私が申し上げたのは、新潟県、私が在任中に赤字再建団体に転落することはないというふうに申し上げました。それ以上のものでもそれ以下のものでもございません。

それ以外に幾つか御質問がございました。財政運営計画を示すべきだとか、税収について見通しを示すべきである、それから交付税特別会計についてどう考えるかという問題、多々あります。これもまた前提の話がありまして、今のお話というのは、すべて国と、それから地方の財源配分が今のまま固定されているという前提に立っているわけです。

ところが、先ほどの小林議員の質問の中にもありましたけれども、国と地方、仕事をやっている割合と、それから税源配分が逆転しているわけです。これをちゃんと地方のことは地方で決められるような財源

関係に直していかなければ、真の地方自治というのは実現していかないということがあるわけですから、将来のことというのは決まっていないうけです。

これから直していこうという中で、5年後の数字を言うことにどれだけの意味があるのか、私は甚だ疑問な部分というのもあると思っています。いずれにしても、この場ですばっと竹を割ったような数字というのは出ません。だから、いろんなシミュレーションも含めて、財政運営計画の中で御議論をいただきたいと申し上げているわけでありまして。来年度、財政運営計画をお示しをしたいと、このように考えております。

【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。

では、表現を改めましょう。実質的なというふうに言いましょうか、財政健全化債をね。わかりました。わかっています。

それで、私はやっぱりルール、目標、計画プランの時代ではもうなくなったわけです。少なくとも財政のたどり着くべき道の健全化の目標、それからそれに向かうルール、これを決めていかなければ、財政は健全化していかないと思うのです。それはOECD諸国の経験でしょう。そういう教訓があるわけです。

ですから、私はやっぱり来年、知事の言っている財政運営計画を、運営計画ではないと思うのです。4年後だったら、知事在任中、どこまで財政を健全化させるかとか、数値目標を決めて、財政フレームを決めて、そこに向けて努力をしていく。そうすれば、当初予算の伸び率と決算の伸び率は、こんな要するにストップ・アンド・ゴーなんてこういう逆の姿にならないで、方向性は一致すると思うのです。

知事は、再三経済というのは長期的な見方で方向性が大事だ、大事だと何回も答弁していますように、財政も同じことです。そういう意味からすれば、やっぱり目標とルールを決めて、知事の言われているお小遣い帳改革です。お小遣い帳改革をきちんとやって、そして予算編成やそういうことを本当の意味で県民の皆さんがわかりやすく評価できるようにしていただきたいと思うのです。

我々も、実際いろんな財政数値のことを言われても、我々自身が財政情報は本当に不足しているのですから、現実的に、ぜひそういうことをしっかりやっていただいて、お小遣い帳改革もぜひお小遣い帳ではとにかく知事だって不満でしょうから、変えていただきたい。そのためには、ルールと目標を明確にしていきたいと思っておりますので、もう一度よろしく申し上げます。

【泉田裕彦知事】

来年度作成をいたします財政運営計画の中でお示しをしたいと考えております。